

運用 1（農地整備事業）

第 1 趣旨

農地整備事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 1 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 1 第 1 から第 10 までの規定並びに別記及び別表 1 から別表 3 まで並びに別記様式第 1 号から第 9 号まで、第 10 号（2（1）ウに示す様式を除く。）、第 11 号及び第 12 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第 4 の 3 及び第 9 の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 1 の 4	1 ヘクタール（北海道にあつては 3 ヘクタール。都道府県知事があらかじめ地方農政局長等（北海道にあつては農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）、都府県にあつては地方農政局長をいう。以下この別紙において同じ。）の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めたときは、その面積）	1 ヘクタール（内閣府沖縄総合事務局長の意見を聴いた上で、これらの面積を超える面積を定めた場合は、その面積）
第 4 の 1	(5)(6)に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のアからエまでの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3 以上であること。 ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域（以下この別紙において「離島」という。） イ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。） ウ 過疎地域の持続的発展の支援に	(5)(6)に定める場合を除き、区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（ただし、以下のア及びイの場合については 20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2 / 3 以上であること。 ア 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43

	<p> 関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」という。)) </p> <p> エ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。） </p>	<p> 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。（以下この別紙において「過疎地域」とい </p>
--	---	--

		う。)) イ 棚田地域振興法 (令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域 (以下この別紙において「指定棚田地域」という。))
第4の3(1)ア (ア)	ただし、振興山村 、半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域(以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。))又は指定棚田地域において行うものにあつては、	ただし 又は指定棚田地域において行うものにあつては、
第4の3(1)ア (ウ)	4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美市及び大島郡の区域、離島、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。	3メートル以上であること。
第4の3(2)ア (ア)	ただし、振興山村 、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては	ただし 又は指定棚田地域において行うものにあつては
第4の3(2)ア (ウ)	ただし、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯(以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。))、振興山村 、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ)又は指定棚田地域	ただし 、急傾斜地帯(受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ)又は指定棚田地域
第4の3(2)ウ	離島、振興山村、過疎地域 、半島振興対策実施地域、特定農山村地域	過疎地域 、特定農山村地域
第4の3の(3)	都道府県道	沖縄県内の区域にある県

		道
第 5 から第 7 まで及び別記 様式第 4 号の 7 (2) の注書	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 6 の (1)、(2) 及び (3)	地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を經由して農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長
第 8	8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。	<p>8 耕作放棄地活用推進事業の助成は、生産基盤整備事業等の総事業費の 2 パーセントに相当する額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度の翌年度から生産基盤整備事業等の完了年度の 3 年後の年度までにおいて実施するものとする。</p> <p>9 平成 26 年度当初予算以降、土地改良施設の一部として小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、施設管理者である土地改良区又は土地改良区連合（以下この別紙において「土地改良区等」という。）が、固定価格買取制度により売電を行う場合は、発電施設に係る補助金のうち、固定価格買取制度による売電の調達価格算定の基礎となっている施設建設費に対する補助金相当分について、農村振興局長が定めるところにより、調整を行うも</p>

		のとする。ただし、平成25年度末までに、発電施設の導入可能性について確認され、かつその導入について土地改良区等の合意形成に向けた取組が行われている地区については、この限りでない。
別記様式第9号及び第11号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第9号	農地整備事業に係る運用第6の規定	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1第6の規定
別記様式第10号及び第12号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあつては北海道開発局長経由農林水産省農村振興局長）	内閣府沖縄総合事務局長 殿
別記様式第10号から第12号まで	農地整備事業に係る運用第7の規定	農地整備事業に係る運用第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1第7の規定

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

「沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）の一部改正について」（令和7年4月1日付け6地第255号農林水産事務次官通知）による改正前の交付要綱に基づき令和6年度以前から実施している地区については、なお従前の例とすることができる。